(昨年2. 195月)

令和2年6月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に6月30日(火)、夏のボーナス(令和2年6月期の期末・勤勉手当)が支給されます。支給月数(成績標準者)は2.22月相当であり、一般職国家公務員(管理職を除く行政職職員)の平均支給額(成績標準者)は約680,100円です。

平均支給額 (= 支給月数 × 平均給与額) 約680,100円

支給月数 2.22月

平均給与額 約306,300円 (昨年約309,400円)

(俸給+扶養手当+地域手当等)

平均年齢 35.0歳 (昨年35.5歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成31年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当額は、約679,100円であり、本年は約1,000円 (約0.1%) 増加しています。これは、

- ① 職員の平均年齢の低下(35.5歳→35.0歳)等により平均給与額が減少した一方、
- ② 昨年の人事院勧告に基づく給与法の改正により、支給月数が0.025月引き上げられた(2.195月→2.22月)こと

によるものです。

(参考) 主な特別職等の令和2年6月期の期末手当の支給額の試算例

支 給 額 返納後の額(注3)

 内閣総理大臣
 約577万円
 約404万円

 国務大臣
 約421万円
 約337万円

(一般職) 局 長 ク ラ ス 約250万円

最高裁長官約577万円

衆・参両院議長約535万円国会議員約319万円

- (注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手 当は支給されず、期末手当(支給月数1.7月)のみ支給されます(一般職である事務次官 及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者と して試算しています。)。
- (注2) 上記の支給額は、令和元年12月2日から令和2年6月1日まで在職したものとして (在職期間率100%) 試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。
- (注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、令和元年9月11日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当:中嶋、清水、深井 特別職担当:北浦、寺﨑、古川

電 話:(直通) 03-6257-3759 FAX: 03-3502-0604